

長 第 01140001 号
建 住 第 01140001 号
令 和 2 年 1 月 1 4 日

サービス付き高齢者向け住宅
県内各事業者様

和歌山県
福祉保健部 介護サービス指導室長
(公印省略)
県土整備部 建築住宅課長
(公印省略)

民法改正法の施行に伴う賃貸借契約書の適正な運用について

このことについて、平成30年4月13日付け長号外・建住号外により各事業者様にお知らせしましたが、民法の一部を改正する法律が令和2年4月1日より施行されることから、サービス付き高齢者向け住宅における賃貸借契約書の内容を改めてご確認いただき、適正な運用を行っていただきますようお願いいたします。

なお、「参考とすべき入居契約書」等の資料が下記ホームページに掲載されていますので、参考としてください。

記

1. 「参考とすべき入居契約書」の掲載先

【サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムホームページ】

<https://www.satsuki-jutaku.jp/news/466.html>

※県建築住宅課ホームページにも掲載しています。

2. 「極度額に関する参考資料」の掲載先

【国交省ホームページ】

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000023.html

※改正後の民法では、連帯保証人について、極度額を設定する必要があります。

3. 民法の改正に関する参考資料の掲載先

【法務省ホームページ】

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html

【問合せ先】

(介護等サービスの内容に関すること)

介護サービス指導室 稲田 TEL : 073-441-2527

(登録手続きに関すること)

建築住宅課 稲葉 TEL : 073-441-3184